

福岡市ねこの共生ガイドライン

はじめに

少子高齢化社会の到来，都市化による地域の結び付きの稀薄化などが進む中，心のやすらぎを求めて，ペット（ねこ）を飼う人が増えています。福岡市では，人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため，平成17年1月に「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」（以下，「市条例」）を施行し，ねこの飼い主が守るべき「きまり（ルール）」として，屋内飼育や不妊去勢手術を行うことなど，本市におけるねこの飼育の基本を定めています。

ねこの飼育に伴う隣近所への迷惑などの問題については，これまで，飼い主はもとより，広く市民に対しても適正飼育の啓発に努めてきましたが，依然として，ねこが庭や花壇にふんをして困る，鳴き声がうるさいなどの苦情が数多く寄せられているほか，本市における犬・ねこの殺処分数の大多数はねこが占めているのが現状です。

こうした問題の多くは，不適正なねこの飼い方によるものですが，飼い主のいないねこへの無責任な給餌も一因となっています。飼い主のいないねこの問題に対して，横浜市などでは，「地域ねこ活動＊」という考え方を導入することで，これらの問題の解決に一定の効果을あげています。

＊地域ねこ活動

横浜市などで，ねこ問題対策として実施されている活動。

住民の理解を得た上で，ボランティアグループなどが，屋外で生活する飼い主のいないねこに不妊去勢手術を施し，トイレやエサやりの時間などを決めて世話をするなど，一定のルールに従い，ねこを一代限りで飼育するもの。

1 目的

このガイドラインは、飼いねこの正しい飼い方や飼い主責任などを明確にするとともに、飼い主のいないねこについて「地域ねこ活動」の考え方を導入し、ねこの適正飼育や動物愛護への理解を普及促進することで、人とねことの調和のとれた共生社会を実現することを目的としています。

2 基本的な考え方

飼いねこの適正な飼育方法、飼い主の責任などを具体的に示すことで、苦情や飼い主のいないねこの減少を図ります。飼い主のいないねこについては「地域ねこ活動」の考え方を導入し、その結果としてねこの殺処分数や、ねこに関する苦情を減少させます。また、ねこへの理解を深めることにより、市民に対し、動物すべてを命あるものとして動物愛護の意識を高め、動物虐待や遺棄などをなくしていきます。

3 定義

●飼いねこ

- ・うちねこ 特定の飼い主により、屋内で飼育されているねこ
- ・そとねこ 特定の飼い主により、屋外で飼育されているねこ、または屋外に出ることもあるねこ

●地域ねこ

屋外で生活しているが、周辺住民の理解を得た上で、ボランティアグループなどによって不妊去勢手術を施され、トイレやエサやりの時間など決められた一定のルールに従って、一代限りで飼育されるねこ。

●飼い主

ねこの所有者または占有者

4 ねこの飼い主の心構え

ねこの飼い主は、以下のことに留意して、ねこを飼育しましょう。

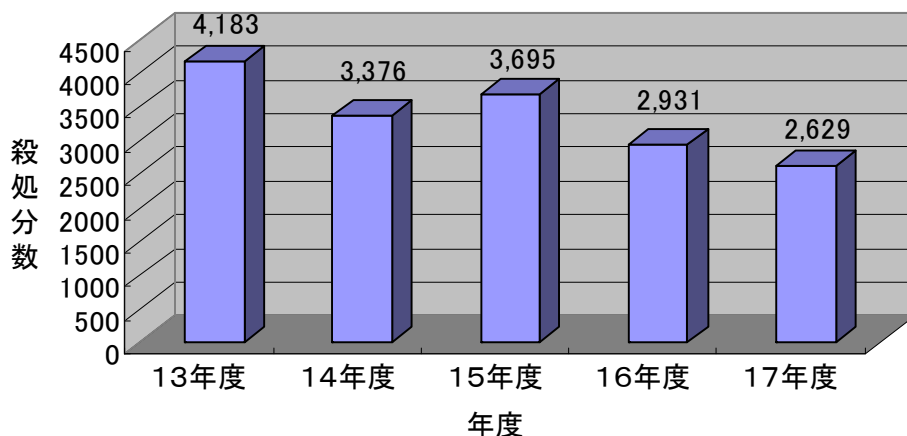
以下の内容は、動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示第37号「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」および市条例第12条（ねこの飼い主の遵守事項）に基づいています。（巻末 参考法令等参照）

●終生飼育をしましょう。

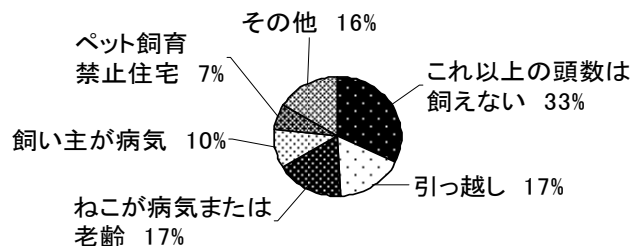
終生飼育とは、ねこの寿命が尽きるまで面倒を見ることをいいます。ねこの寿命は長い場合は15年以上になりますが、人間と同様、年を取ってくると体の機能が低下し介護が必要になるかもしれません。本当に最期までねこの面倒を見ることが出来るのか、家庭環境などもしっかり考えてから飼うようにしましょう。

また、飼い始めたねこを、途中で捨てることは動物愛護管理法違反になります。どうしても飼育することが出来なくなった場合は、新しい飼い主をさがすようにしましょう。

(=T・T=) 福岡市内のねこ殺処分数



(=T・T=) 飼い猫が動物管理センターに持ち込まれる理由（平成17年度）



●屋内飼育に努めましょう。

ねこは、屋内でも環境を整えてやれば十分に暮らすことができます。

屋内で飼育すれば交通事故や病気のほか、行方不明になることを防ぐことができ、また鳴き声やふん尿などで隣近所に迷惑をかけることもありません。時間的にも、精神的にも大変かもしれませんが、「そとねこ」を「うちねこ」に変えていくようにしましょう。

(=^・^=) 屋内飼育のポイント

- ◇ 飼い始めから外に出さないようにする。
- ◇ 不妊去勢手術をする。
- ◇ 専用のトイレ・ツメとぎなどを設置する。
- ◇ ねこの「遊び」の要求に出来るだけ応える。遊び道具を与える。
- ◇ 垂直運動のできる立体的な場所を確保する。
- ◇ 危険物（電気コードや食中毒の原因になる観葉植物など）を置かない。
- ◇ ガラス窓越しなど、日光浴の出来る場所を確保する。

●不妊去勢手術をしましょう。

ねこは生後半年程度で最初の発情が来ます。やむを得ない事情で屋外で生活する「そとねこ」には、必ず不妊去勢手術を行い、飼い主のいない不幸な子ねこの繁殖を防いでください。また、最初の発情が来る前に不妊去勢手術をすれば、オス・メスともに発情期の鳴き声やスプレー（自分のなわばりを示すことなどを目的として、壁などに尿を吹き付ける行動）などの問題行動が抑えられ、また泌尿生殖器系の病気の予防にもなり、屋内飼育もしやすくなります。

(=^・^=) 不妊去勢手術の費用

オス 1万～3万円程度 メス 2万～4万円程度
（平均的な目安です。詳細は動物病院にお尋ねください。）

●トイレのしつけを行い、ご近所への迷惑防止に努めましょう。

トイレのしつけがされていない「そとねこ」は、公共の場所や他人の土地にふん尿をして迷惑をかけているかもしれません。

ねこは自分のふん尿を一定の場所に埋める性質がありますので、市販のトイレ砂などを用いて自宅にトイレを設置すれば、簡単にトイレのしつけをすることができます。

また、毎日のふん尿の状態を確認することは、ねこの体調管理にも役立ちます。

(=^・^=) トイレのしつけ方

ねこは、やわらかい砂地や、それに似た場所で好んで排泄します。市販のプラスチック製トイレなどに、ねこ用のトイレ砂を入れておき、部屋の隅などねこが落ち着ける場所に置いておきます。

ねこが排泄をしようとするときは、その場所で①においを嗅ぐ②前足で掻き分ける③しゃがむ姿勢をとるなどの一連の動作を行います。これらの動作を始めたらトイレに連れて行き、排泄することを繰り返し覚えさせます。

(=^・^=) ふんから得られる情報

ふんの状態を見ることで、毎日のねこの体調を判断することができます。下痢や血便をしている場合は、ウイルスなどの感染症や消化管内の寄生虫、ストレスなどが考えられます。

●身元の表示をしましょう。

ねこが迷子になるのを防止するために、飼い主の身元を表示することが大切です。マイクロチップを装着しておけば、名札が外れたときや、災害時に保護された場合でも確実に飼い主がわかります。個体識別は飼い主が自分の飼いねこの行動に責任を持つ意味でも必要です。

(=^・^=) マイクロチップとは

マイクロチップは、直径二ミリ、長さ約十二ミリのガラス管の中に、固有の番号が登録されています。動物の皮下に埋め込むため、脱落や破損の恐れがありません。マイクロチップを装着していれば、迷子、事故、災害時や盗難の際

の身元確認が確実に行えます。マイクロチップの番号読み取り機は、動物管理センターのほか、動物病院などに設置しています。

●ねこについて正確な知識を持ちましょう。

ねこの習性などを知ることで、ねこの行動を理解することができ、動物の福祉に配慮した適正な飼育を行うことができます。例えば、ねこは新陳代謝を促進するために、また気分の変化により爪とぎをします。「そとねこ」がご近所の車のタイヤや、庭木を引っ掻いていたら、嫌われてしまいます。ねこがお気に入りの爪とぎを自宅の適切な場所に設置しましょう。

(=^・^=)ねこの習性（犬との違いなど）

◇行動範囲

犬に比べ、はるかに行動半径が小さく、うちねこなら自宅とその周辺程度です。ただし、去勢されていないオスのそとねこでは、メスの行動範囲（約500m四方）の数倍から10倍程度の行動範囲を持つと言われています。

◇社会生活

犬のようなボス中心の順位性社会とは異なり、上下関係が緩やかな社会を作っています。

◇食性

犬に比べ、一度にたくさんのエサを食べることができません。

◇補食性行動

目の前で不意に動くものに飛びかかり、前足で押さえつけます。

◇グルーミング

頻繁に自分のからだをなめて、前足で顔をこすります。

●健康管理に気をつけましょう。

ネコノミなどの寄生虫や、感染症などの病気予防に努め、異常がある場合はできるだけ早く獣医師に相談しましょう。

(=T・T=)ねこの病気

◇ワクチンで予防できるウイルス性感染症

猫パルボウイルス感染症（猫伝染性腸炎）

猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症

- 猫白血病ウイルス感染症
- ◇ワクチンのないウイルス性感染症
- 猫免疫不全ウイルス感染症（猫エイズ）
- 猫伝染性腹膜炎など

（猫白血病や猫エイズは、人の白血病やエイズとはウイルスが異なるため、人への感染例はありません）

また、ノミやダニは皮膚炎や条虫などの寄生虫症の原因となるほか、人間にも刺して痒みを起こします。寄生虫症はノミ駆虫薬などを使って予防することが大切です。

5 地域ねこの世話をする方（または地域）の心構え

基本的な心構えは、ねこの飼い主の場合と同じですが、地域ねこの世話をする場合以下のことにも留意しましょう。

●不妊去勢手術をしましょう。

屋外で生活する地域ねこは、屋内で飼育されている飼い猫に比べ、不特定多数のねこと接触します。不幸な子ねこの繁殖を防いだり、発情期の鳴き声やスプレーなどの問題行動を抑えるだけでなく、他のねことの接触による感染症を防ぐためにも、不妊去勢手術は大切です。

●周辺住民の理解を得ましょう。

特定の飼い主のいないねこがその地域で生活するためには、周辺住民の理解が不可欠です。

活動の趣旨や内容、世話をしているねこについて周辺住民に具体的に説明するほか、率先して町内の環境美化運動に取り組むなどして地域の理解を得ましょう。

また、ひとりでは負担が大きいため、できるだけ仲間を集めて役割を分担しながら活動することが大切です。

代表者を決めて責任の所在を明らかにすることも必要です。

●エサの適切な管理をしましょう。

エサは、世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所で、時間を決め、世話をするねこに応じた適切な量を与えましょう。また食べ残しのエサはすぐに片づけて、置きエサはしないようにしましょう。

(=^・^=) エサのあたえ方

- ◇エサを与える場所を話し合いで決め、できる限り同じ時間に、エサを与えるようにします。（エサの回数は、ねこの年齢や発育状況によって異なりますが、健康な成ねこなら1日1回でも大丈夫です。）。きれいな飲み水も与えましょう。
- ◇ねこが食べ終わったら、残りのエサを片づけてきれいにしてください。
- ◇ねこは肉食動物です。人のように様々な食べものから栄養をとるという体の仕組みをしていません。ねこの食事として最も優れているのは、「総合栄養食」であるキャットフードです。
- ◇中毒の原因となるタマネギなどのねぎ類や、消化管を傷付ける恐れのある鶏の骨、魚の骨などは与えないようにしましょう。

(=^・^=) エサの量

体重当たりの量を基本に、年齢や体重の変化、ふんの状態や体調などを考慮しながら調整しましょう。市販のキャットフードの表示を目安にしたり、獣医師に相談しても良いでしょう。

（例：3～4kgの成ねこでは、ドライフードでおよそ70g／日）

(=T・T=) 置きエサの末路

置きエサは、カラスやほかののらねこが集まってきたり、腐敗して悪臭や害虫が発生する原因になります。

●トイレの適切な管理をしましょう。

排泄場所として、自宅または周辺住民の理解の得られる場所にねこ用トイレを設置し、きちんと管理しましょう。

トイレは世話をしているねこの数と同等以上の個数を用意し、適正な設置場所（右頁「トイレの作り方」参照）などを考慮しましょう。また、ねこの行動範囲を広く点検し、ふん以外の汚物も積極的に片づけるなど、周辺地域の環境美化に努めましょう。

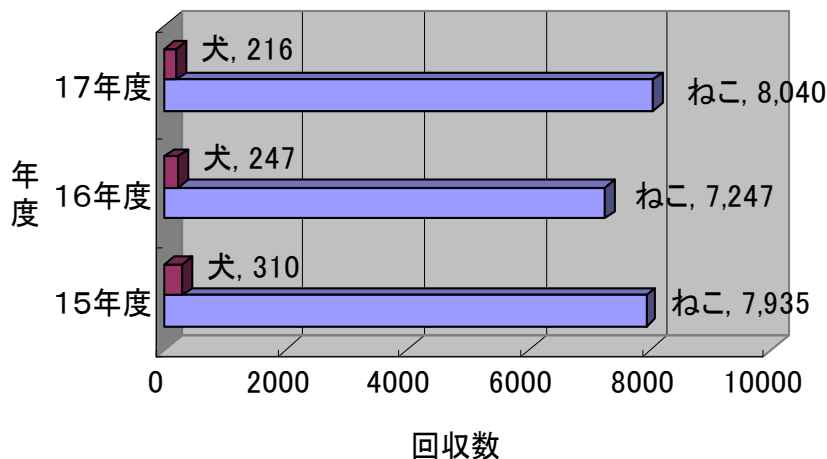
(=^・^=) トイレの作り方

- ・なるべく雨のかからない乾いた場所を選びます。
- ・砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。
- ・板などを立てかけて、廻りから見えないようにして下さい。
- ・エサ場から少しはなれたところに、トイレを設けて下さい。
- ・こまめにトイレの清掃をして下さい。
- ・市販のトイレの砂は、材質、粒の大きさなど様々です。最初は、いくつかの種類を試してみて、ねこが気に入ったものを使いましょう。

●「うちねこ」として飼育してもらえる飼い主を探す努力をしましょう。

屋外で飼育されている以上、疾病の感染や不慮の事故などの危険性は避けられません。ねこを屋内で飼育してもらえる新しい飼い主を見つけましょう。

(=T・T=) 福岡市内の犬・ねこ路上死体数



●ねこによる迷惑防止策について情報提供しましょう。

地域ねことして一代限りの飼育を地域に認められたとしても、住民の中には、ねこが嫌いな人やアレルギーなどで近寄れない人がいます。ねこが家の敷地に入ってこない方法（次頁参照）などを情報提供しましょう。

(=^・^=)ねこが家の敷地に入ってこない方法（実際には、難しいケースもありますが、効果があると思われる方法をあげています。）

◇ごみの処理を確実にして、荒らされないようにします。

◇ねこが入れないように網やネットなどで進入路を防ぎます。

◇ねこの通り道、ふんをする場所に水をまいておきます。

◇市販のねこよけシート（特殊な突起のついたシート）を使ってねこの侵入を防ぎます。

◇市販のねこ専用忌避剤、酢または木酢液など散布します。

◇市販されている超音波発生器（センサーがねこをキャッチすると超音波を放射する機器：1万円程度）を使用してねこの侵入を防ぐ方法もあります。

●わからないことや困ったことがあれば相談しましょう。

地域ねこ活動を行う上で、困ったことや不都合なこと、また活動を始めたいがどのようにすればよいのか分からない場合などは、福岡市動物管理センターまたは生活衛生課に相談してください。相談の内容によっては、各区役所や福岡市獣医師会、動物愛護団体等と協力して解決を図る必要があります。

6 ねこ問題解決のために福岡市が進めること

(1) 市民全般に対する啓発

どうぶつ愛護フェスティバルや市政だよりなどにより、ねこに対する愛護の精神と適正な飼育の普及啓発を行うとともに、ねこ問題を解決するために市や地域、各団体などが行っている取り組みを紹介するなど、ねこに関する情報の提供を行っていきます。

(2) 地域ねこモデル地区への支援

地域ねこモデル地区を設定し、地区全体にガイドラインの趣旨を啓発します。また、地区住民と地域ねこの世話をする人たちが、実情に合わせて「地域のルール作り（例：ごみの出し方など）」を行うことを支援します。

◇地域ルールの例（地域の実情に応じてつくります）

- ・ごみの出し方を決めます。
- ・定期的に「ねこうちパトロール」（地域内を巡回しふんの清掃を行う。ねこのふんだけでなく、犬のふんや空き缶，吸い殻の清掃など地域の環境美化運動の一環として取り組むこともある）などを行います。
- ・ふんを見つけた人が，活動グループに通報してもらう仕組みを作ります。
- ・ねこの不妊去勢手術費用を集めるため，募金やバザーを行います。

(3) 動物取扱業者に対する指導

動物販売業者に対して，ねこの購入者へ適正な飼い方について十分説明を行うよう指導します。

（参考法令等）

○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（犬及びねこの繁殖制限）

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

第6章 罰則

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

○動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（抜粋）

第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

○福岡市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（ねこの飼い主の遵守事項）

- 第12条 ねこの飼い主は、排便のしつけを行う等周辺環境に配慮した適正な飼養を行うことにより他人に迷惑をかけないように努めなければならない。
- 2 ねこの飼い主は、ねこの健康と安全を保持する観点から、屋内での飼養に努めなければならない。
 - 3 ねこの飼い主は、やむを得ない事情により屋内での飼養によることができない場合にあっては、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
 - 4 ねこの所有者は、ねこについてその所有者を明らかにするため、ねこに名札を装着する等の措置を講じるよう努めなければならない。

ガイドラインの内容，地域ねこ活動等についての
お問い合わせ・ご相談は福岡市動物管理センター
または保健福祉局生活衛生課まで

福岡市動物管理センター

○東部動物管理センター

電話：691-0131 ファックス：691-0132

メールアドレス：dobutsukanri.PHWB@city.fukuoka.jp

○家庭動物啓発センター

電話：891-1231 ファックス：891-1259

メールアドレス：dobutsukanri.PHWB@city.fukuoka.jp

保健福祉局 生活衛生部 生活衛生課

電話：711-4273 ファックス：733-5588

メールアドレス：seikatsueisei.PHWB@city.fukuoka.jp